

平成25年度原子力災害影響調査等事業
「放射線の健康影響に係る研究調査事業」
研究課題についての評価方針

- 1 目的
- 2 評価体制等
 - (1) 評価体制等
 - (2) 研究者の責務
- 3 評価の実施時期
- 4 評価方法の周知等
 - (1) 評価方法の周知
 - (2) 評価内容等の被評価者への開示
- 5 評価の実施方法
 - (1) 事前評価
 - (2) 初年度評価
 - (3) 中間評価
 - (4) 事後評価
- 6 研究資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

1. 目的

環境省が実施する「放射線の健康影響に係る研究調査事業（以下「本事業」という。）」について、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 13 年 11 月、内閣総理大臣決定）に基づき、適正な評価を行い、研究内容、研究費の配分等への反映等を行うことにより、放射線による健康影響に関する研究の一層の効果的な実施を図る。

2. 評価体制等

(1) 評価体制等

- ① 環境省は評価委員会および推進委員会に関する設置要項に基づきそれぞれの委員会を設置する。
- ② 評価委員会及び推進委員会は放射線による健康影響に関する研究に係る各研究課題の評価を行う。
- ③ 評価委員及び推進委員は、中立かつ公正で厳正な評価を行い、放射線による健康影響に関する研究が行政にとって有用な成果が得られるよう適切な助言を行う。
- ④ 評価委員及び推進委員は、評価に関し、知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(2) 研究者の責務

研究者は、研究活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

3. 評価の実施時期

各研究課題の評価は、「研究成果発表会」において評価委員が評価を行うこととする。また、新規研究課題の事前評価は、環境省から提供を受けた研究事業計画書を元に、推進委員が評価を行う。

4. 評価方法の周知等

(1) 評価方法の周知

評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価委員会及び推進委員会において決定した評価方法(評価手法、評価項目、評価基準、評価過程、評価手続等)について、主任研究者等に周知する。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施後、被評価者である放射線による健康影響に関する研究の主任研究者等に評価結果を開示し、その内容を説明し、研究事業計画への反映等の措置を講ずる。

5. 評価の実施方法

新規研究課題の採用の可否を判断するための事前評価の項目（評価軸）は、次のとおりとする。

なお、主任研究者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価項目の他、研究課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても説明を求めるものとする。

- ① 行政課題との関連性
 - ・ 与えられた公募テーマについて適切なアプローチをしているか
- ② 研究計画の妥当性・効率性
 - ・ 研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか
- ③ 研究遂行体制・能力
 - ・ 研究者の研究業績や研究者の構成、施設の設備等の視点から、遂行可能な研究であるか
 - ・ 研究者の構成に変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか
- ④ 研究内容の倫理性
 - ・ 各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか
 - ・ 倫理審査委員会の審査を受ける予定であるか

6. 研究資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

「放射線の健康影響に係る研究調査事業」研究計画書については、推進委員会に提示し、その意見を聴取し、次年度以降の研究分野、研究内容及び研究費等の重点的・効率的配分、研究計画の見直し等に反映するものとする。

以上